

④ 退取手当制度、有、無、了り

① 労働者側

自動車部従業員ニ。八名、内五五五名参加ス
（運転手四二名、車掌一三名）

② 参加者中組合加盟者

全員五五五名、同盟京浜電鉄バス従業員組合ニ盟ス

③ 産後団体

同盟産科産科員会、東京交通労働組合

三、京 因

會社ハ蒲田ニ在ルハ六所在ノ自動車部従業員諸所ヲ本年二月二十六日都合ニ依リ芝区高輪南町一七一に移転セルカ
タメ各所諸従業員ハ住所其ノ他ノ関係上相当不満ヲ持シ
至リ更ニ待遇上ノ不満モ手合ヒテ本年三月十二日右諸所後

業員組合ヲ結成、事務所ヲ横濱市中区六ノ二一三、即ち河京
市方ニ置キ、其ノ松大強化ニ準備シ、未レルカ會社ハ本年
七月二十日新線開通ハ大御上ヨリ桐田間ニ保セ、タイ
ヤ一ノ改正ヲ実施スルト共ニ前記蒲田ニ在ルハ六ノ従業員
諸所ヲ復シ、組合執行委員長木ノ利光以下三十名ヲ各所諸
ト為シタルカ諸所ノ復シニ関シテハ従業員ノ希望セル如ク
ルタメ何等ノ不手ナキモ、タイヤ一ノ改正ニ関シテハ相当不
満アリ、訂々七月二十日組合本部ニ於テ開催ノ執行委員會ニ
於テ「此度會社カダイヤ一ヲ改正スルニ当リテ従業員ヲ考
ハセシメタル従業員會ヲ開催スル事ナクシテ之ヲ実施シ
タルハ本都合ヲアソテ且ソ新ダイヤ一ハ労働強化モ甚ク
キニ付テハ、株會ニ待遇改善ノ嘆願運動ヲ為ス事」ヲ提議、決
定セルモ、ソレニシテ茲ニ於テ次ノ通り嘆願書ヲ提出スルニ至
レリ